

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定

前文

この協定の締約国は、

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業が継続していること、そのような漁業が魚類資源、海洋生態系及び合法的に漁業を営む者の生計に有害な影響を与えていること並びに世界的に食糧安全保障の必要性が増大していることを深く憂慮し、

海洋生物資源の持続可能な利用及び長期的な保存を促進するための効果的な措置を採用する際の寄港国の役割を意識し、

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業と戦うための措置が、旗国の第一義的な責任に基づくべきこと及び国際法に従って全ての適用可能な管轄権を用いるべきこと（寄港国の措置、沿岸国の措置、市場に関連する措置並びに自国民が違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業

を支援せず、又はそのような漁業に従事しないことを確保する措置を含む。）を認識し、

寄港国の措置が、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除する強力で費用対効果の高い手段となることを認識し、

寄港国の措置を通じて、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業と戦うための地域的な及び地域間の段階における調整を進めることが必要であることを認識し、

寄港国の措置を支える通信技術、データベース、ネットワーク及び世界的規模の記録制度が急速に発展していることを認め、

開発途上国が寄港国の措置を採用し、及び実施するための支援が必要であることを認識し、

二千一年の国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画及び二千五年のFAOの違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業と戦うための寄港国の措置に関する模範計画に基づき、寄港国の措置のための最低限度の基準に関する拘束力のある国際文書を求める国際連合及びその関連機関（国際連合総会及びFAOの水産委員会を含む。）を通じた国際社会による要請に留意し、

自国の領域内の港において主権を行使するに当たり、諸国が国際法に従って一層厳しい措置を採用することができるとに留意し、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約（以下「条約」という。）の関連する規定を想起し、

千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定、千九百九十三年十一月二十四日の保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定及び千九百九十五年のF A Oの責任ある漁業に関する行動規範を想起し、

国際連合食糧農業機関憲章第十四条の規定に従いF A Oの枠組みの下で国際協定を締結することが必要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 用語

この協定の適用上、

- (a) 「保存管理措置」とは、海洋生物資源を保存し、及び管理するための措置であつて、国際法の関連規則（条約に反映されたものを含む。）に適合するように定められ、及び適用されるものをいう。
- (b) 「魚類」とは、加工されたか否かを問わず、海洋生物資源の全ての種をいう。
- (c) 「漁獲」とは、魚類を探索し、引き寄せ、探知し、若しくは採捕すること又は魚類を引き寄せ、探知し、若しくは採捕する結果になると合理的に予想し得る活動をいう。
- (d) 「漁獲関連活動」とは、漁獲を補助し、又は準備するための作業（従前に港に陸揚げされていない魚類の陸揚げ、包装、加工、転載又は輸送並びに海上における人員、燃料、漁具及び他の物品の提供を含む。）をいう。
- (e) 「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業」とは、二千一年のF A Oの違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画の3に定める活動（以下「I U U漁業」という。）をいう。

- (f) 「締約国」とは、この協定に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの協定の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。
- (g) 「港」には、沖合の係留施設及び陸揚げ、転載、包装、加工又は補給（燃料補給を含む。）のための他の施設を含む。
- (h) 「地域的な経済統合のための機関」とは、その構成国からこの協定の対象となる事項に関する権限（当該事項に関してその構成国を拘束する決定を行う権限を含む。）の委譲を受けた地域的な経済統合のための機関をいう。
- (i) 「地域的な漁業管理のための機関」とは、漁業に関する政府間の機関又は枠組みをいい、適当な場合には、保存管理措置を定める権限を有するものをいう。
- (j) 「船舶」とは、漁獲又は漁獲関連活動のために使用され、使用されるために装備され、又は使用されることを目的とするあらゆる種類の船舶をいう。

第二条 目的

この協定の目的は、効果的な寄港国の措置の実施を通じて、IUU漁業を防止し、抑止し、及び排除する

こと並びにこれにより海洋生物資源及び海洋生態系の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することにある。

第三条 適用

1 各締約国は、自国の港に入することを希望し、又は自国の港にある船舶であつて自国の旗を掲げる権利を有しないものについて、寄港国としての資格においてこの協定を適用する。ただし、次の船舶を除く。

(a) 自給のための零細漁業に従事する隣接国の船舶（当該船舶がIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事しないことを確保するため、寄港国及び旗国が協力する場合に限る。）

(b) 魚類を積載していないコンテナ船又は積載している場合には従前に陸揚げされた魚類のみを積載するコンテナ船（そのようなコンテナ船がIUU漁業を補助する漁獲関連活動に従事したと疑うに足りる明白な根拠がない場合に限る。）

2 締約国は、自国の管轄の下にある区域において漁獲を行い、かつ、自国の権限の下で操業するためのみ自国民によって借り上げられた船舶について、寄港国としての資格においてこの協定を適用しないことを決定することができる。当該船舶は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に関して適用される措置と同

程度に効果的な当該締約国の措置に従うものとする。

3 この協定は、海域において行われる第一条(e)に定義するIUU漁業及びこれを補助する漁獲関連活動について適用する。

4 この協定は、公正で透明性のある、かつ、差別的でない態様で、国際法に反することなく適用される。

5 この協定は、全世界を適用範囲とし、全ての港に適用されることから、締約国は、他の全ての主体に対し、この協定の規定に合致する措置を適用するよう奨励する。この協定の締約国になることができないものは、この協定の規定に即して行動する約束を表明することができる。

第四条 国際法及び他の国際文書との関係

1 この協定のいかなる規定も、国際法に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。特に、この協定のいかなる規定も、次の事項について影響を及ぼすものと解してはならない。

(a) 内水、群島水域及び領海における締約国の主権並びに大陸棚及び排他的経済水域における締約国の主権的権利

(b) 締約国による国際法に基づいた自国の領域内の港における主権の行使（入港を拒否する権利及びこの

協定に定める寄港国の措置よりも厳しい寄港国の措置（地域的な漁業管理のための機関の決定に従って採用されたものを含む。）を採用する権利を含む。）

2 締約国は、この協定を適用するに当たり、自国が構成国でない地域的な漁業管理のための機関の措置又は決定に拘束されるものではなく、また、当該措置又は決定を認めるものではない。

3 締約国は、地域的な漁業管理のための機関の措置又は決定が国際法に従って採択されたものでない場合には、いかなるときも、当該措置又は決定を実施することをこの協定により義務付けられるものではない。

4 この協定は、適用のある国際的な規則及び基準（国際海事機関を通じて定められたものを含む。）並びに他の国際文書を考慮した上で、国際法に従って解釈され、及び適用される。

5 締約国は、この協定に従って負う義務を誠実に履行するものとし、また、この協定により認められる権利をその濫用とならない態様で行使する。

第五条 国内における統合及び調整

各締約国は、最大限可能な範囲で次のことを行う。

(a) 漁業に関連する寄港国の措置を一層広範な寄港国による監督に関する制度と統合し、又は調整すること。

(b) 二千一年のFAOの違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画を適当なときは考慮した上で、寄港国の措置をIUU漁業及びこれを補助する漁獲関連活動を防止し、抑止し、及び排除するためのその他の措置に統合すること。

(c) この協定を実施するに当たり、自国の関連する当局の間で情報を交換し、及びこれらの当局の活動を調整するための措置をとること。

第六条 協力及び情報の交換

1 締約国は、この協定の効果的な実施を促進するため、秘密の取扱いに係る適切な要件を十分に考慮した上で、関係国、FAO、他の国際機関及び地域的な漁業管理のための機関と協力し、及び情報（地域的な漁業管理のための機関がこの協定の目的に関連して採択した措置に関するものを含む。）の交換を行う。

2 各締約国は、最大限可能な範囲で、他の国及び他の関連する国際機関が採択した保存管理措置を支援するための措置をとる。

3 締約国は、小地域的、地域的及び世界的な規模において、適当な場合にはFAO又は地域的な漁業管理のための機関及び枠組みを通じて、この協定の効果的な実施について協力する。

第二部 入港

第七条 港の指定

1 各締約国は、船舶がこの協定に従って入港を要請することができる港を指定し、及び公表する。各締約国は、指定された港の一覧表をFAOに提出するものとし、FAOは、当該一覧表を適当な方法で公表する。

2 各締約国は、最大限可能な範囲で、1の規定に従って指定し、及び公表した全ての港についてこの協定に従って検査を行う十分な能力を有することを確保する。

第八条 入港のための事前の要請

1 各締約国は、船舶に対して自国の港に入ることと許可する前に、最低限度の基準として附属書Aにおいて求められる情報を提供することを要求する。

2 各締約国は、寄港国として1に規定する情報を審査するための十分な時間を確保するため、当該情報を

十分な余裕をもって提供することを要求する。

第九条 入港、許可又は拒否

1 各締約国は、前条の規定に従って要求される関連する情報及び自国の港に入ることを要請する船舶がIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したかどうかを決定するために必要となるその他の情報を受領した後、当該船舶の入港を許可するか拒否するかを決定するものとし、その決定を当該船舶又はその代表者に通知する。

2 入港が許可された場合には、船舶の船長又は代表者は、当該船舶が港に到着した時に、締約国の権限のある当局に対して入港についての許可書を提示することを要求される。

3 入港を拒否した場合には、各締約国は、船舶の旗国に対し、並びに適当な場合には、かつ、可能な限り、関係する沿岸国、地域的な漁業管理のための機関及び他の国際機関に対し、1の規定に従って行った決定を通報する。

4 締約国は、1の規定の適用を妨げることなく、入港を希望する船舶がIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したことの十分な証拠を有する場合（特に、当該船舶が、関連する地域的な漁業管理の

ための機関により当該機関の規則及び手続並びに国際法に従って採択されたIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事した船舶の一覧表に含まれている場合)には、第四条2及び3の規定を十分に考慮した上で、当該船舶の入港を拒否する。

5 締約国は、3及び4の規定にかかわらず、3及び4に規定する船舶を検査し、並びにIUU漁業及びこれを補助する漁獲関連活動を防止し、抑止し、及び排除するに当たり、入港の拒否と少なくとも同等の実効性を有する他の適当な措置を国際法に従ってとるためにのみ当該船舶の入港を認めることができる。

6 締約国は、4又は5に規定する船舶が何らかの理由により港にある場合には、魚類の陸揚げ、転載、包装及び加工のため、並びに他の港湾サービス(特に、補給(燃料補給を含む。)、保守及び入渠きよを含む。)のために当該船舶が港を使用することを拒否する。この場合には、第十一条2及び3の規定を準用する。港の使用の拒否については、国際法に従って行う。

第十条 不可抗力又は遭難

この協定のいかなる規定も、船舶が不可抗力又は遭難を理由として国際法に従って入港することに影響を及ぼすものではなく、また、危険又は遭難に陥った人、船舶又は航空機に援助を与えるためにのみ船舶が入

港することを寄港国が許可することを妨げるものではない。

第三部 港の使用

第十一条 港の使用

1 締約国は、船舶が自国の港に入った場合において、次のいずれかに該当するときは、自国の国内法令に従い、及びこの協定を含む国際法に反することなく、従前に陸揚げされていない魚類の陸揚げ、転載、包装及び加工のため、並びに他の港湾サービス（特に、補給（燃料補給を含む。）、保守及び入渠^{きよ}を含む。）のために当該船舶が港を使用することを拒否する。

(a) 当該締約国が、旗国が要求する漁獲又は漁獲関連活動に従事するための有効で適当な許可書を当該船舶が有していないと認める場合

(b) 当該締約国が、沿岸国の管轄の下にある区域に関して当該沿岸国が要求する漁獲又は漁獲関連活動に従事するための有効で適当な許可書を当該船舶が有していないと認める場合

(c) 当該締約国が、船内の魚類が沿岸国の管轄の下にある区域に関して当該沿岸国により課される関係する要件に反して採捕されたものであることについての明白な証拠を入手した場合

(d) 旗国が、第四条2及び3の規定を十分に考慮した上で、寄港国の要請に応じ、船内の魚類が関連する地域的な漁業管理のための機関により課される関係する要件に従って採捕されたものであることを合理的な期間内に確認しない場合

(e) 当該締約国が、当該船舶がIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動（第九条4に規定する船舶を補助するものを含む。）にその他の形態により従事したと信ずるに足りる合理的な根拠がある場合。ただし、当該船舶が次のいずれかを証明することができる場合を除く。

(i) 当該船舶が関連する保存管理措置に合致する態様により行動していたこと。

(ii) 海上において人員、燃料、漁具及び他の物品を提供した場合に、その提供を受けた船舶が提供を受けた時に第九条4に規定する船舶でなかったこと。

2 締約国は、1の規定にかかわらず、1に規定する船舶に対して次の港湾サービスの使用を拒否してはならない。

(a) 乗組員の安全若しくは健康又は船舶の安全に不可欠な港湾サービス。ただし、必要性が正当に証明される場合に限る。

(b) 適当な場合には、船舶の解撤のための港湾サービス

3 締約国は、この条の規定に従って自国の港の使用を拒否した場合には、旗国並びに適当なときは、関係する沿岸国、地域的な漁業管理のための機関及び他の関連する国際機関に対し、自国の決定を速やかに通報する。

4 締約国は、1の規定に従い船舶に対して自国の港の使用を拒否した場合において、港の使用を拒否した根拠が不十分な若しくは誤ったものであることについての十分な証拠があるとき、又は当該根拠がもはや妥当しないことについての十分な証拠があるときに限り、その拒否を撤回する。

5 締約国は、4の規定に従って拒否を撤回した場合には、3の規定に従って通報した国及び機関に対し、速やかに通報する。

第四部 検査及び事後の措置

第十二条 検査の水準及び優先事項

1 各締約国は、この協定の目的を達成する上で十分な年間の検査水準に達するために必要とされる数の自国の港にある船舶を検査する。

2 締約国は、適当な場合には、地域的な漁業管理のための機関、FAO又は他の機関若しくは枠組みを通じて、船舶の検査のための最低限度の水準について合意するよう努める。

3 締約国は、検査する船舶を決定するに当たり、次の船舶を優先する。

(a) この協定に従って入港又は港の使用を拒否されたことがある船舶

(b) 他の関係する締約国、国又は地域的な漁業管理のための機関からの検査の要請があつた特定の船舶

(特に、当該船舶がIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したことの証拠によって当該要請が裏付けられる場合)

(c) IUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したことがあると疑うに足りる明白な根拠があるその他の船舶

第十三条 検査の実施

1 各締約国は、最低限度の基準として自国の検査官が附属書Bに定める任務を遂行することを確保する。

2 各締約国は、自国の港において検査を実施するに当たり、次のことを行う。

(a) 特に第十七条の規定を考慮した上で、検査がその目的のための権限を与えられた適当な資格を有する

検査官によって実施されることを確保すること。

(b) 検査を実施する前に、検査官が船舶の船長に対し自らの身分を証明する適切な書類を提示することを確保すること。

(c) 船舶の全ての関連する場所、船内の魚類、漁網その他の漁具、機材並びに関連する保存管理措置の遵守の検証に関連する船内の書類及び記録を検査官が検査することを確保すること。

(d) 全ての必要な支援及び情報を検査官に提供すること並びに必要なとされる関連する資料及び書類又はそれらの証明された謄本を提示することを船舶の船長に要求すること。

(e) 船舶の旗国との間に適当な取決めがある場合には、検査に参加するよう当該旗国を招請すること。

(f) 支障及び不便（船内における検査官の不必要な立会いを含む。）を最小にして船舶の活動を不当に遅延させることを避けるため、並びに船内の魚類の品質に悪影響を与えるような行動を避けるため、あらゆる可能な努力を払うこと。

(g) 船舶の船長又は上級の乗組員との意思疎通を容易にするため、あらゆる可能な努力を払うこと（可能な場合において、必要なときは、検査官が通訳を伴うことを含む。）。

(h) 検査が、公正で透明性のある、かつ、差別的でない態様で実施されること及び船舶に対する不当な妨げとならないことを確保すること。

(i) 国際法に従い、船長が旗国の当局と連絡を取ることを妨げないこと。

第十四条 検査の結果

各締約国は、最低限度の基準として、各検査の結果の書面による報告に附属書Cに定める情報を含める。

第十五条 検査の結果の送付

各締約国は、各検査の結果をその検査を受けた船舶の旗国並びに適当な場合には次の国及び機関に送付する。

(a) 関係する締約国及び国（次の国を含む。）

(i) 検査の結果、その管轄の下にある水域内でIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に当該船舶が従事したことの証拠がある国

(ii) 当該船舶の船長が自国民である国

(b) 関連する地域的な漁業管理のための機関

(c) F A O 及び他の関連する国際機関

第十六条 情報の電子的な交換

- 1 各締約国は、この協定の実施を促進するため、秘密の取扱いに係る適切な要件を十分に考慮した上で、可能な場合には、情報の直接的で電子的な交換を認める連絡の仕組みを設置する。
- 2 締約国は、可能な限り、かつ、秘密の取扱いに係る適切な要件を十分に考慮した上で、他の関連する多数国間及び政府間の取組と連携して情報の共有のための仕組み（望ましくは F A O が調整するもの）を設置するため、並びにこの協定に関連する既存のデータベースとの情報の交換を促進するために協力すべきである。
- 3 各締約国は、この協定に基づく情報の交換のための連絡部局として活動する当局を指定する。各締約国は、その指定を F A O に通報する。
- 4 各締約国は、附属書 D の規定に合致するように、1 の規定に基づき設置された仕組みを通じて送付される情報を取り扱う。
- 5 F A O は、2 に規定する情報の共有のための仕組みに統合するために、関連する地域的な漁業管理のた

めの機関に対し、当該機関が採択し、及び実施したこの協定に関連する措置又は決定に関する情報を可能な限り、かつ、秘密の取扱いに係る適切な要件を十分に考慮した上で提供するよう要請する。

第十七条 検査官の訓練

各締約国は、附属書Eに定める検査官の訓練のための指針を考慮した上で、検査官を適切に訓練することを確保する。締約国は、この点について協力するよう努める。

第十八条 検査の後の寄港国の措置

1 検査を行った締約国は、検査の後に、船舶がIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したと信ずるに足りる明白な根拠がある場合には、次のことを行う。

(a) 旗国並びに適当な場合には、関係する沿岸国、地域的な漁業管理のための機関及び他の国際機関並びに当該船舶の船長が自国民である国に対し、検査結果を速やかに通報すること。

(b) 従前に陸揚げされていない魚類の陸揚げ、転載、包装及び加工のため、並びに他の港湾サービス（特に、補給（燃料補給を含む。）、保守及び入渠きよを含む。）のために当該船舶が港を使用することを拒否する措置をとっていない場合には、第四条の規定を含むこの協定に合致する態様で当該船舶による港の

使用を拒否すること。

2 締約国は、1の規定にかかわらず、1に規定する船舶に対し、乗組員の安全若しくは健康又は船舶の安全に不可欠な港湾サービスの使用を拒否してはならない。

3 この協定のいかなる規定も、締約国が、1及び2に定める措置に加えて、国際法に合致する措置（船舶の旗国が明示的に要請し、又は同意した措置を含む。）をとることを妨げるものではない。

第十九条 寄港国における訴えに関する情報

1 締約国は、関連する情報が公衆により入手可能であることを維持するものとし、書面による要請により、船舶の所有者、操業者、船長又は代表者に対し、第九条、第十一条、第十三条又は前条の規定に従って当該締約国がとった寄港国の措置に関する訴えで当該締約国の国内法令によって定められるものについての情報（この目的のために利用可能な公的業務又は司法機関に関する情報及び違法と申し立てられた当該締約国による措置の結果として被った損失又は損害がある場合には、当該締約国の国内法令に従って賠償を求める権利があるかどうかに関する情報を含む。）を提供する。

2 締約国は、船舶の旗国、所有者、操業者、船長又は代表者に対し、適当な場合には、1の訴えの結果を

通知する。当該締約国は、他の締約国、国又は国際機関に対し、第九条、第十一条、第十三条又は前条の規定に従って従前の決定を通報した場合には、当該決定の変更について当該他の締約国、国又は国際機関に通報する。

第五部 旗国の役割

第二十条 旗国の役割

1 各締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、この協定に従って実施される検査において寄港国と協力することを要求する。

2 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶がIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事し、及び他の国の港に入ることを求めており、又は入港していると信ずるに足りる明白な根拠を有する場合において、適当なときは、当該他の国に対し、当該船舶を検査し、又はこの協定に合致する他の措置をとるよう要請する。

3 各締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、この協定に従って又はこの協定に合致する態様により行動している国の港における魚類の陸揚げ、転載、包装及び加工並びに他の港湾サービスの使用

を奨励する。締約国は、この協定に従って又はこの協定に合致する態様により行動していない可能性のある国を特定するための公正で透明性のある、かつ、差別的でない手続を作成すること（地域的な漁業管理のための機関及びFAOを通じて作成することを含む。）を奨励される。

4 旗国である締約国は、寄港国による検査の後、自国の旗を掲げる権利を有する船舶がIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したと信ずるに足りる明白な根拠があることを示す検査の報告書を受領した場合には、この事案を直ちに、かつ、十分に調査するものとし、十分な証拠があるときは、自国の法令に従って遅滞なく取締りを行う。

5 各締約国は、他の締約国、関係する寄港国並びに適当な場合には、他の関係する国、地域的な漁業管理のための機関及びFAOに対し、自国の旗を掲げる権利を有する船舶であつて、この協定に従ってとられた寄港国の措置の結果、IUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したと決定されたものに関してとつた措置を旗国としての資格において報告する。

6 各締約国は、IUU漁業及びこれを補助する漁獲関連活動を防止し、抑止し、及び排除することに関し、自国の旗を掲げる権利を有する船舶について適用する措置が第三条1に規定する船舶について適用す

る措置と少なくとも同等の実効性を有することを確保する。

第六部 開発途上国の要請

第二十一条 開発途上国の要請

1 締約国は、この協定に合致する寄港国の措置を実施することに関し、開発途上にある締約国の特別な要請を十分に認識する。このため、締約国は、直接に、又はF A O、国際連合の他の専門機関若しくは他の適当な国際機関及び団体（地域的な漁業管理のための機関を含む。）を通じて、特に次の目的のため、開発途上にある締約国に援助を提供する。

- (a) 効果的な寄港国の措置の実施のための法的基盤及び能力を開発するため、開発途上にある締約国（特に、後開発途上国及び開発途上にある島嶼国^{しよ}）の能力を向上させること。
- (b) 寄港国の措置の効果的な策定及び実施を推進する国際機関への開発途上にある締約国の参加を促進すること。
- (c) 関連する国際的な仕組みと調整の上、開発途上にある締約国による寄港国の措置の策定及び実施を強化するために技術援助を促進すること。

2 締約国は、この協定の実施の結果として生ずる不均衡な負担が開発途上にある寄港国である締約国（特に、後開発途上国及び開発途上にある島嶼国）に直接又は間接に転嫁されないことを確保するため、当該開発途上にある寄港国である締約国の特別な要請を十分に考慮する。締約国は、不均衡な負担の転嫁が明らかになった場合には、関連する開発途上にある締約国によるこの協定に基づく特定の義務の履行を容易にするために協力する。

3 締約国は、直接に、又はF A Oを通じて、この協定の実施に関する開発途上にある締約国の特別な要請を評価する。

4 締約国は、開発途上国がこの協定を実施することを支援するため、適当な資金供与の仕組みを設置するために協力する。当該仕組みは、特に次の事項を対象とする。

(a) 国内的及び国際的な寄港国の措置を策定すること。

(b) 能力（監視、規制及び監督のための能力並びに港湾管理者、検査官並びに取締り及び法律に携わる職員に対して国内的及び地域的な段階において訓練を行うための能力を含む。）を発展させ、及び向上させること。

- (c) 寄港国の措置に関連する監視、規制、監督及び遵守に関する活動を行うこと（技術取得及び設備利用の機会を含む。）。
- (d) 開発途上にある締約国に対し、当該開発途上にある締約国がこの協定に従ってとった措置の結果として生ずる紛争の解決のための手続に係る費用を援助すること。
- 5 この条に定める目的のための開発途上にある締約国との協力及び開発途上にある締約国の間の協力には、二国間の、多数国間の及び地域的な経路（南南協力を含む。）を通じた技術援助及び資金援助の供与を含めることができる。
- 6 締約国は、資金供与の仕組み（資金の拠出、特定及び調達のための制度を含む。）の設置、実施の指針となる基準及び手続の作成並びに当該資金供与の仕組みの実施における進捗状況について、締約国に定期的に報告し、及び勧告を行う特別作業部会を設置する。当該特別作業部会は、この条に定める検討事項に加え、特に次の事項を考慮する。
 - (a) 開発途上にある締約国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼^{しよ}国）のニーズの評価
 - (b) 資金の利用可能性及び資金の適時の支払

(c) 資金調達及び配分に関する意思決定及び管理の過程の透明性

(d) 資金の合意された利用に関する受益する開発途上にある締約国による説明責任

締約国は、特別作業部会の報告及び勧告を考慮し、並びに適当な措置をとる。

第七部 紛争解決

第二十二条 紛争の平和的解決

1 いずれの締約国も、この協定の解釈又は適用に関する紛争について、相互に満足すべき解決をできる限り速やかに得るよう、他の締約国に対して協議を求めることができる。

2 1の協議によっても紛争が合理的な期間内に解決しなかった場合には、紛争当事国は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決又は当事国が選択するその他の平和的手段により紛争を解決するため、できる限り速やかに、当事国間で協議する。

3 1及び2に規定する紛争でこれらの規定によっても解決されないものは、全ての紛争当事国の同意を得て、解決のため、国際司法裁判所、国際海洋法裁判所又は仲裁に付託する。国際司法裁判所、国際海洋法裁判所又は仲裁に付託することについて合意に達することができなかった場合においても、当事国は、海

洋生物資源の保存に関する国際法の規則に従って紛争を解決するため、引き続き協議し、及び協力する。

第八部 非締約国

第二十三条 この協定の非締約国

1 締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定の締約国となること並びにこの協定に合致するように法令を制定し、及び措置をとることを奨励する。

2 締約国は、非締約国によるこの協定の効果的な実施を損なう活動を抑止するため、この協定及び他の適用のある国際法に合致する公正で差別的でない、かつ、透明性のある措置をとる。

第九部 監視、検討及び評価

第二十四条 監視、検討及び評価

1 締約国は、F A O及びその関連機関の枠組みにおいて、この協定の実施に関する定期的及び組織的な監視及び検討を行うこと並びにこの協定の目的の達成に向けた進捗の評価を行うことを確保する。

2 F A Oは、この協定の効力発生の四年後に、この協定の目的を達成するに当たり、この協定の実効性について検討し、及び評価するための締約国の会合を招集する。締約国は、必要に応じて、そのような会合

を更に開催することを決定する。

第十部 最終規定

第二十五条 署名

この協定は、二千九年十一月二十二日から二千十年十一月二十一日まで、F A Oにおいて、全ての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第二十六条 批准、受諾又は承認

1 この協定は、署名国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

第二十七条 加入

1 この協定は、この協定が署名のために開放される期間の後は、国又は地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。

2 加入書は、寄託者に寄託する。

第二十八条 地域的な経済統合のための機関による参加

1 条約の附属書IX第一条に規定する国際機関である地域的な経済統合のための機関がこの協定によって規律される全ての事項について権限を有しない場合には、同附属書の規定は、同附属書の次の規定を除き、当該地域的な経済統合のための機関のこの協定への参加について準用する。

(a) 第二条前段

(b) 第三条1

2 条約の附属書IX第一条に規定する国際機関である地域的な経済統合のための機関がこの協定によって規律される全ての事項について権限を有する場合には、次の(a)から(c)までの規定は、当該地域的な経済統合のための機関のこの協定への参加について適用する。

(a) 当該地域的な経済統合のための機関は、署名又は加入の時に、次のことを明示する宣言を行う。

(i) 当該地域的な経済統合のための機関がこの協定によって規律される全ての事項について権限を有すること。

(ii) (i)の理由により、当該地域的な経済統合のための機関の構成国が締約国とならないこと。ただし、当該地域的な経済統合のための機関が責任を有しない当該地域的な経済統合のための機関の構成国の

領域に関しては、この限りでない。

- (iii) 当該地域的な経済統合のための機関がこの協定に基づく国の権利及び義務を受け入れること。
- (b) 当該地域的な経済統合のための機関の参加は、いかなる場合にも、当該地域的な経済統合のための機関の構成国に対しこの協定に基づく権利を与えるものではない。
- (c) この協定に基づく当該地域的な経済統合のための機関の義務と当該地域的な経済統合のための機関を設立する協定又はこれに関連する行為に基づく当該地域的な経済統合のための機関の義務とが抵触する場合には、この協定に基づく義務が優先する。

第二十九条 効力発生

- 1 この協定は、第二十六条又は第二十七条の規定により、二十五番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託者に寄託された日の後三十日で効力を生ずる。
- 2 この協定の効力発生の後にこれを批准し、受諾し、又は承認する署名国については、この協定は、その批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後三十日で効力を生ずる。
- 3 この協定の効力発生の後にこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、この協定

は、その加入書の寄託の日の後三十日で効力を生ずる。

4 この条の規定の適用上、地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、当該地域的な経済統合のための機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

第三十条 留保及び除外

この協定については、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。

第三十一条 宣言及び声明

前条の規定は、国又は地域的な経済統合のための機関が、この協定の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入の際に、特にその法令をこの協定に調和させることを目的として、宣言又は声明（用いられる文言及び名称のいかんを問わない。）を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明は、これらを行つた国又は地域的な経済統合のための機関についてこの協定を適用するに当たり、この協定の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

第三十二条 暫定的な適用

1 この協定は、寄託者に対する書面による通告により暫定的な適用に同意した国又は地域的な経済統合の

ための機関によって暫定的に適用される。当該暫定的な適用は、当該通告の受領の日から有効となる。

- 2 国又は地域的な経済統合のための機関による暫定的な適用は、この協定が当該国若しくは地域的な経済統合のための機関について効力を生ずる時又は当該国若しくは地域的な経済統合のための機関が暫定的な適用を終了させる意思を寄託者に対して書面により通告した時に終了する。

第三十三条 改正

- 1 締約国は、この協定の効力発生の日から二年の期間が満了した後は、この協定の改正を提案することができる。

- 2 この協定の改正案は、当該改正案を審議する締約国の会合の招集を求めるとともに、書面による通報により寄託者に送付される。寄託者は、当該通報及び締約国から受領した当該要請に対する全ての回答を全ての締約国に配布する。寄託者は、その配布の日から六箇月以内に締約国の二分の一が当該要請に異議を申し立てない場合には、当該改正案を審議するため、締約国の会合を招集する。

- 3 この協定の改正は、次条の規定に従うことを条件として、当該改正の採択が提案される会合に出席する締約国がコンセンサス方式によってのみ採択する。

4 締約国の会合において採択される改正は、次条の規定に従うことを条件として、当該改正が採択された日の締約国の数に基づき、この協定の締約国の三分の二が批准書、受諾書又は承認書を寄託した後九十日目の日に、当該改正を批准し、受諾し、又は承認した締約国の間で効力を生ずる。その後は、当該改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した後九十日目の日に、当該改正について効力を生ずる。

5 この条の規定の適用上、地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、当該地域的な経済統合のための機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第三十四条 附属書

1 附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「この協定」というときは、附属書を含めていうものとする。

2 この協定の附属書の改正については、附属書の改正案を審議する会合に出席する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択することができる。もつとも、附属書のいかなる改正案についても、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。附属書の改正は、この協定に組み込まれるものと

し、その受諾を表明した締約国については、当該改正が採択された日の締約国の数に基づき、寄託者がこの協定の三分の一の締約国から受諾の通告を受領する日から効力を生ずる。その後は、当該改正は、他の締約国につき、寄託者が当該他の締約国による受諾の通告を受領した時に効力を生ずる。

第三十五条 脱退

いずれの締約国も、この協定が自国について効力を生じた日から一年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。脱退は、その通告を寄託者が受領した後一年で効力を生ずる。

第三十六条 寄託者

この協定の寄託者は、FAOの事務局長とする。寄託者は、次のことを行う。

- (a) 署名国及び締約国に対してこの協定の認証謄本を送付すること。
- (b) この協定が効力を生じた時に、国際連合憲章第百二条の規定に従ってこの協定を国際連合事務局に登録すること。
- (c) この協定の署名国及び締約国に対し、次の全ての事項について速やかに通報すること。

- (i) 第二十五条の規定による署名並びに第二十六条及び第二十七条の規定に従って寄託された批准書、受諾書、承認書及び加入書
- (ii) 第二十九条の規定によるこの協定の効力発生の日
- (iii) 第三十三条の規定によるこの協定の改正の提案並びにその採択及び効力発生
- (iv) 第三十四条の規定による附属書の改正の提案並びにその採択及び効力発生
- (v) 前条の規定によるこの協定からの脱退

第三十七条 正文

この協定は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年十一月二十二日にローマで作成した。

附属書 A 入港することを要請する船舶が事前に提供する情報

1 寄港を予定する港	2 寄港国	3 予想される到着の日時	4 目的	5 最後に寄港した港及びその日付	6 船名	7 旗国	8 船舶の種類

18 船長の氏名及び国籍	17 船舶の寸法	16 船舶監視システム 無	15 地域的な漁業管理のための機関の識別番号（該当する場合）	14 外部表示識別番号（可能な場合）	13 国際海事機関船舶識別番号（可能な場合）	12 登録証書の識別番号	11 船舶の所有者	10 船舶の連絡先	9 国際無線通信呼出符号
	最大幅	有（地域的な漁業管理のための機関によるもの）							
	喫水	種類							

	日付	21 転載物を提供した船舶に関する転載の情報	許可番号	許可番号	20 関連する転載の許可書			許可番号	19 関連する漁獲の許可書
	場所							発行者	
	船名							有効期間	
	旗国		発行者	発行者				漁獲水域	
	識別番号							魚種	
	魚種		有効期間	有効期間				漁具	
	製品形態								
	採捕水域								
	数量								

		魚種	22 船内にある総採捕物	
		製品形態		
		採捕水域		
		数量		
		数量	23 取卸しを行う採捕物	

附属書B 寄港国による検査手続

検査官は、次のことを行う。

(a) 可能な限り、船内にある船舶を識別する文書及び船舶の所有者に関する情報が真正で完全かつ正確なものであることを検証すること（必要な場合には、旗国又は船舶の国際的な記録制度に対する適当な照会を通して行うことを含む。）。

(b) 船舶の国旗及び標識（例えば、船名、外部表示登録番号、国際海事機関船舶識別番号、国際無線通信呼出符号その他の標識、主な寸法）が文書に記載されている情報に合致していることを検証すること。

(c) 可能な限り、漁獲及び漁獲関連活動の許可書が、真正で完全かつ正確なものであり、及び附属書Aの規定に従って提供された情報と合致していることを検証すること。

(d) 船内に保管されている他の全ての関連する文書及び記録（可能な限り、電子的な様式のもの及び旗国又は関連する地域的な漁業管理のための機関による船舶監視システムのデータを含む。）を検討すること。関連する文書には、操業日誌、採捕物、転載及び取引に関する文書、乗組員名簿、貯蔵に関する計

画書及び図面、魚倉についての説明書並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に従って要求される書類を含めることができる。

(e) 船内の全ての関連する漁具（視界の外に格納されている漁具及び関連する装置を含む。）を可能な限り検査すること並びに当該漁具が許可書の条件に合致していることを可能な限り検証すること。漁具については、網目及び網糸の寸法、装置及び附属品、漁網の寸法及び形状、籠、桁網、釣針の大きさ及び数等の特徴が適用のある規則に合致していること並びに標識がその船舶に許可されたものに一致していることを確保するために可能な限り検査すること。

(f) 船内の魚類が関連する許可書に従って採捕されたかどうかを可能な限り判定すること。

(g) 数量及び構成を判定するため、魚類を検査すること（見本の採取を含む。）。この場合において、検査官は、魚倉が本来のままの状態であることを確認するため、魚が事前にこん包された容器を開け、及び採捕物又は容器を移動させることができる。そのような検査には、製品の種類の検査及び名目重量の判定を含めることができる。

(h) 船舶がIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したと信ずるに足りる明白な証拠があるか

どうかを評価すること。

- (i) 船舶の船長に対し、検査の結果（とられる可能性のある措置を含む。）を記載した報告書（検査官及び船長が署名する。）を提供すること。当該報告書への当該船長の署名は、報告書の写しを受領したことを確認する役割のみを果たすものとする。当該船長は、当該報告書に対して意見又は異議を付し、及び適当な場合（特に、当該船長が当該報告書の内容を理解するに当たり重大な困難を有する場合）には、旗国の関連する当局に連絡する機会を与えられる。当該報告書の写しは、当該船長に提供される。
- (j) 必要かつ可能な場合には、関連する文書の訳文を作成するための措置をとること。

<p>10 最後に寄港した港及びその国並びに最後に寄港した日付</p>	<p>11 船名</p>	<p>12 旗国</p>	<p>13 船舶の種類</p>	<p>14 国際無線通信呼出符号</p>	<p>15 登録証書の識別番号</p>	<p>16 国際海事機関船舶識別番号 (可能な場合)</p>	<p>17 外部表示識別番号 (可能な場合)</p>	<p>18 船籍港</p>	<p>19 船舶の所有者</p>
<p>年</p> <p>月</p> <p>日</p>									

20 船舶の受益者（判明しており、かつ、船舶の所有者と異なる場合）	
21 船舶の操業者（船舶の所有者と異なる場合）	
22 船長の氏名及び国籍	
23 漁ろう長の氏名及び国籍	
24 船舶の代理人	
25 船舶監視システム	無
有（国によるもの）	有（地域的な漁業管理のための機関によるもの）
種類	
26 漁獲又は漁獲関連活動が行われた地域的な漁業管理のための機関の水域における状況（IUU船舶の一覧表への掲載を含む。）	
船舶の識別番号	地域的な漁業管理のための機関
旗国の地位	許可された船舶の一覧表に掲載された船舶
IUU船舶の一覧表に掲載された船舶	

29 転載物を提供した船舶に関する転載の情報	許可番号	許可番号	28 関連する転載の許可書			許可番号	27 関連する漁獲の許可書		
						発行者			
	発行者	発行者				有効期間			
						漁獲水域			
	有効期間	有効期間				魚種			
						漁具			

魚種	製品形態	採捕水域	申告数量	保持数量	申告数量と判定数量との差 (該当する場合)	魚種	製品形態	採捕水域	申告数量	取卸し数量	申告数量と判定数量との差 (該当する場合)	30 取卸しを行う採捕物の評価 (数量)	31 船内に保持する採捕物 (数量)		
													船名	旗国	識別番号

38 認められた明らかな違反（関連する法的文書への言及を含む。）	37 検査官による検査結果	36 附属書B(e)の規定に従って検査された漁具	有	35 使用された漁具の種類	34 適用のある取引情報に関する制度の遵守	33 適用のある漁獲証明に関する制度の遵守	32 操業日誌及び他の文書の検査	
			無					
			備考					
			有	有				有
			無	無				無
			備考	備考				備考

	42 検査官の署名		41 船長の署名		40 とられる措置		39 船長の意見
--	--------------	--	-------------	--	--------------	--	-------------

附属書D 寄港国の措置に関する情報システム

各締約国は、この協定を実施するに当たり、次のことを行う。

- (a) 第十六条の規定に従い、コンピュータを使用した連絡を確立するよう努めること。
- (b) 第七条の規定に従って指定された港の一覧表及びこの協定の関連する規定に従ってとった措置を公表するため、可能な限りウェブサイトを開設すること。

- (c) 最大限可能な範囲で、寄港国の3アルファ・コードで始まる固有の参照番号及び報告書の発行を行う
当局の識別により検査の各報告書を特定すること。

- (d) 可能な限り、附属書A及び附属書Cにおいて次の国際的なコード・システムを利用し、並びに他の
コード・システムを当該国際的なコード・システムに翻訳すること。

国又は地域 ISO一三一六六 3アルファ・国コード

魚種 ASFIS 3アルファ・コード (FAOの3アルファ・コードと称されるもの)

船舶の種類 ISSCFV コード (FAOのアルファ・コードと称されるもの)

漁具の種類 ISSCFGコード (FAOのアルファ・コードと称されるもの)

附属書E 検査官の訓練のための指針

寄港国の検査官のための訓練計画の要素には、少なくとも次の分野を含めるべきである。

- 1 倫理
- 2 健康及び安全に関する事項
- 3 関連する国内法令、関連する地域的な漁業管理のための機関の権限の範囲内の事項及び保存管理措置並びに関連する国際法
- 4 証拠の収集、評価及び保存
- 5 一般的な検査手続（例えば、報告書の作成及び質問の技術）
- 6 船舶の船長が提供する情報を確認するために必要な情報（例えば、操業日誌、電子的な文書及び船舶の履歴（船名、所有者及び旗国））の分析
- 7 船舶への乗船及び検査（船倉の検査及び船倉の容積の計算を含む。）
- 8 陸揚げ、転載、加工及び船内に残る魚類に関する情報（様々な魚種及び製品に関する換算係数の利用を

含む。)の検証及び確認

- 9 魚種の特定及び長さその他の生物学的な指標の測定
- 10 船舶の識別及び漁具の特定並びに漁具の検査及び測定に関する技術
- 11 船舶監視システムその他の電子的な追跡システムの設備及び運用
- 12 検査の後にとる措置